

2025 年 10 月 1 日

株式交換に係る事後開示書類

大阪府大阪市中央区難波五丁目 1 番 60 号
丸一鋼管株式会社
代表取締役 鈴木 博之

大阪府大阪市中央区難波五丁目 1 番 60 号
丸一鋼販株式会社
代表取締役 鈴木 博之

丸一鋼管株式会社（以下「**丸一鋼管**」）と丸一鋼販株式会社（以下「**丸一鋼販**」）とは、2025 年 9 月 5 日付けで締結した株式交換契約に基づき、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、丸一鋼管を株式交換完全親会社、丸一鋼販を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本株式交換**」）を行いました。

本株式交換に係る、(i)会社法 791 条 1 項 2 号及び同法施行規則 190 条に基づく丸一鋼販の事後開示事項、並びに(ii)会社法 801 条 3 項 3 号に基づく丸一鋼管の事後開示事項は、下記のとおりです。

なお、本書記載の事項のうち写しである書類は、原本の写しに相違ありません。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則 190 条 1 号）

2025 年 10 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における事項（会社法施行規則 190 条 2 号）

(1) 差止請求に係る手続の経過

会社法 784 条の 2 の規定による本株式交換の差止請求を行った丸一鋼販の株主はいませんでした。

(2) 株主及び債権者に係る手続の経過

ア 株式買取請求に係る手続の経過

丸一鋼販は、会社法 785 条 3 項に基づき、2025 年 9 月 9 日に株主に対して通知を行いました。同条 1 項に従い丸一鋼販に対して株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

イ 新株予約権買取請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

ウ 債権者異議手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における事項（会社法施行規則 190 条 3 号）

(1) 差止請求に係る手続の経過

本株式交換は、会社法 796 条 2 項本文に規定する場合であるため、該当事項はありません。

(2) 株主及び債権者に係る手続の経過

ア 株式買取請求に係る手続の経過

本株式交換は、会社法 796 条 2 項本文に規定する場合であるため、該当事項はありません。

イ 債権者異議手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式数（会社法施行規則 190 条 4 号）

51,350 株

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則 190 条 5 号）

該当事項はありません。